

定められた命令等の題名及び根拠法令条項一覧表

定められた命令等の題名	根拠法令条項
(1) 電波法施行規則第18条第1項第1号の規定に基づく三五・〇三一二五㎐以上三五・六三一二五㎐以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件【新規制定】（告示） ※併せて、電波法施行規則第18条第1項第1号の規定に基づく三五・一六八七五㎐以上三五・三八一二五㎐以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件（平成20年総務省告示第465号）は廃止	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第18条第1項